

バーゼル Q & A

(株価指数先物取引)

制度調査部
吉井 一洋

対象資産の信用リスク・アセット額の算出も必要

【要約】

2008年3月31日に金融庁は、バーゼル の追加の Q&A を公表した。

Q&A では、株価指数先物取引について、次の考え方を示している。

「先物資産購入」に該当するため、対象資産に係る信用リスク・アセットの算出が必要

取引の相手方が「清算機関等」に該当するのであれば、取引の相手方の信用リスク・アセットの算出は不要

未決済取引については、同時決済取引の場合は、約定上の決済期日後に有価証券等の引渡し又は資金の支払が行なわれていない営業日数が4営業日以内の場合は、未決済取引としての信用リスク・アセット額の算出を要しないことなども示している。

2008年3月31日、金融庁は、バーゼル の追加の Q&A を公表した。

1. 株価指数先物取引

Q&A では、株価指数先物取引の取り扱いについて、次の点を明らかにしている。

株価指数先物取引は「先物資産購入」に該当するため、取引の相手方の信用リスク・アセットとは別に、対象資産に係る信用リスク・アセットの算出が必要である。

対象資産に係る信用リスク・アセットの額は、対象資産に係る与信相当額()に、対象資産に係るリスク・ウェイトを乗じて算出する。

リスク・ウェイトは、標準的手法であれば出資等のエクスポージャーの100%、内部格付手法であれば、株式等のエクスポージャーのリスク・ウェイト(簡易手法の場合は、上場している株価指数先物取引は300%、非上場の先物取引なら400%)が適用されることになる。

与信相当額は、時価ベースの想定元本額(時価ベースの契約金額)を用いることになる。

即ち、株価指数先物取引については、原則としては、対象資産に係る信用リスク・アセット額と取引の相手方の信用リスク・アセット額を算出する必要がある。ただし、取引の相手方が「清算機関等」に該当するのであれば、取引の相手方の信用リスク・アセットの算出は不要とされている。「清算機関等」とは、金融商品取引法上の「金融商品取引清算機関」をいい、金融商品取引法第156条の2の内閣総理大臣の免許を受けた金融商品債務引受業者、同法第156条の19により金融商品債務引受業等及びこれに附帯する業務を行うことへの内閣総理大臣の承認を受けた金融商品取引所をいう。証券取引所は清算機関等に該当するため、上場している株価指数先物取引については、取引の相手方の信用リスク・アセットの算出は不要であり、対象資産に係る信用リスク・アセットの算出を算出する。

なお、Q & A では明示されていないが、対象資産に係る信用リスク・アセットの算出が必要なのは「先物資産購入」である。したがって、株価指数先物取引の売建ては、対象資産に係る信用リスク・

アセットの算出は不要であると思われる。ただし、内部格付手法のPD/LGD方式と簡易手法の場合は、株式エクスポージャーのショート・ポジションは、ロング・ポジションとみなすとの規定があるため、対象資産に係る信用リスク・アセットの算出が必要となる。

2. 未決済取引

Q & A では、未決済取引（ある取引について約定がなされた後、有価証券の引渡しや資金の支払といった決済が完了していない取引）に係る信用リスク・アセット額の算出について、次の取扱いを明らかにしている。

同時決済取引の場合

約定日から受渡し又は決済の期日までの期間が 5 営業日又は市場慣行による期間を超えないことが約定されている場合

約定上の決済期日までに有価証券等の引渡し又は資金の支払が行なわれている場合...算出不要
決算期日後に有価証券等の引渡し又は資金の支払が行なわれていない営業日数が 4 営業日以内
...算出不要

決算期日後に有価証券等の引渡し又は資金の支払が行なわれていない営業日数が 5 営業日以上である場合...信用リスク・アセット額を算出

約定日から受渡し又は決済の期日までの期間が 5 営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定されている場合（長期決済期間取引）...信用リスク・アセット額を算出

非同時決済取引の場合

約定日から受渡し又は決済の期日までの期間が 5 営業日又は市場慣行による期間を超えないことが約定されている場合

相手方に先立って有価証券等の引渡し又は資金の支払を行う場合

- ・約定日から当該有価証券等の引渡し又は資金の支払を行なう日（第一期日まで）...算出不要
- ・上記以降...信用リスク・アセット額を算出

相手方に先立って有価証券等の引渡し又は資金の支払を行わない場合...算出不要

約定日から受渡し又は決済の期日までの期間が 5 営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定されている場合（長期決済期間取引）

相手方に先立って有価証券等の引渡し又は資金の支払を行う場合

...信用リスク・アセット額を算出

相手方に先立って有価証券等の引渡し又は資金の支払を行わない場合...算出不要